

児童扶養手当支給額月額及び所得による支給制限について

●手当月額表

児童数	令和7年度 (令和7年4月分から)		令和8年度 (令和8年4月分から)	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円 ～11,010円	48,050円	48,040円 ～11,340円
2人以降	11,030円～5,520円を加算		11,350円～5,680円を加算	

●所得による支給制限表

手当を受ける人の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年度(11月分から翌年10月分までの手当)は全部または一部が支給停止されます。

※令和8年4月1日現在の改正はありません

扶養親族等の数	①本人の所得制限限度額		②配偶者・扶養義務者及び孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給者	一部支給者	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※対象とする所得の計算方法

対象とする所得＝(所得額＋児童に対して母または父からの養育費の8割)－

必要経費80,000円(社会保険料共通控除)－諸控除(地方税法上等の控除について定められた額)